

# 確認申請が必要な建築物 R7.4.1～

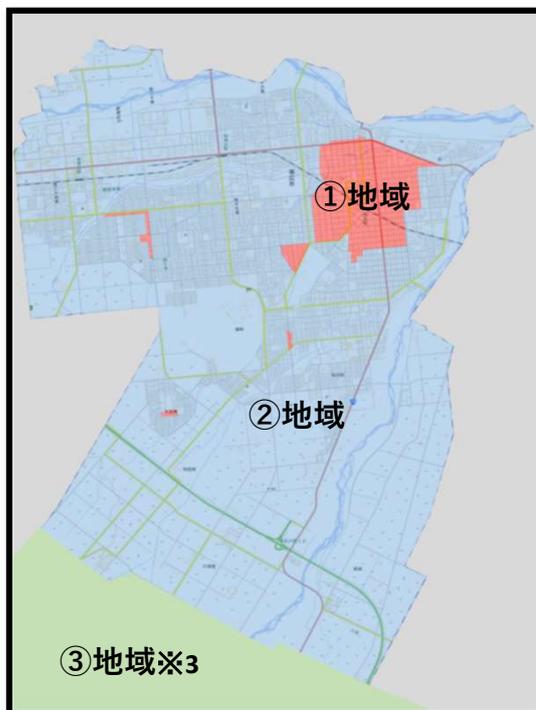
建物を建てる際には建築前に確認申請の手続きが必要になります  
 地域によって申請が必要かどうかが変わります  
 建築物を新築・増築等する際には事前にご確認ください

下の図1にある①～③のそれぞれの地域を下の表1に照らし、○がついている建築物を新築や増築等する際には確認申請が必要になります。

表1

	2階建住宅 など 	車庫・カー ポートなど 	10㎡以下の 付属物置など 
①地域 赤色地域	○	○	○
②地域 青色地域	○	○	△ ※1
③地域 緑色地域	○ ※2	△ ※2	不要

図1



- ※1 敷地内に既存の住宅などがあり、同じ敷地内に築造する付属物置等は申請不要。
- ※2 2階立て又は200㎡を超える場合は申請が必要。
- ※3 図に表示されている範囲以南は③地域となります。

建築基準法では従来建築物を4つの区分に分けていました。これが法改正で2025年4月から3つの区分に再編されます。それに伴って確認申請のルールが変わりますのでご注意ください。申請を怠った場合、売買や増築をする際に不都合が生じる恐れがあります。法改正・確認申請のルールについてご不明な方は建築開発課までお問い合わせください。お問合せ先 建築開発課 TEL0155-65-4180